



歴史ドラマ時代考証担当者の大石泰史氏に、歴史ドラマのリアリティーがどのように作られていくのかを、オンラインデータベースの活用方法も交えながらわかりやすくご紹介いただきます。

古文書考証とは

Web 版「史料纂集」・「群書類従」を使って、どのような時代考証・古文書考証が可能になるのかということをお話しさせていただきたいと思います。

時代考証と古文書考証がどういうものかご説明しますと、まず、歴史ドラマを制作する際には時代考証というものが存在していました。これはその歴史ドラマの中のすべてが、舞台である時代にマッチしているのかどうかをチェックするというものでしたが、近年は文章や文字に特化した考証も行われるようになりました。それが古文書考証です。ただ、文字表現というものは限界がございます。今でもしゃべり言葉・書き言葉というようなものがありますが、手紙等に書かれている言葉は当然のことながら書き言葉です。古文書考証では、主に歴史上の書き言葉を理解したうえで、時代によってどのような表現がなされていたかといったことを考慮し、それを文字に表して映像に反映させています。

例えば、誰それが自殺したという意味合いの言葉として、時代劇などでは「自害」といったシーンが言葉とともによく出てきます。その際、現代人である私たちは「切腹」、腹を切るというような意味を想起しやすいと思います。ですが、実際に中世に書かれた手紙（古文書）には、ほとんど「自害」や「切腹」という言葉は出てまいりません。自殺したという意味合いの言葉としては、「生害（しょうがい）」もしくは「相果（あいはて）」といった文言で文書の中に出てまいります。しかし、中世を舞台とした歴史ドラマの中で、「生害」や「相果」という言葉が出た時に、視聴者が咄嗟に意味を理解していただけるかとなりますと、やはり難しい。

ドラマ制作側の思いとしては、やはり視聴者が理解しやすい「自害」や「切腹」と言う言葉を使いたいので、考証担当者としてはその言葉を使用することに問題がないかを考えます。Web 版「史料纂集」・「群書類従」等を使って「自害」「切腹」という言葉を調べてみると、中世に書かれた日記や記録類（古記録）では、それらの「自害」や「切腹」という言葉も、一応使われていることがわかります。つまり、手紙（古文書）では



大石 泰史（おおいし やすし）

戦国大名の今川氏を中心に東海地域の戦国時代の研究を継続的に行う。「おんな城主 直虎」（NHK）の時代考証、「麒麟がくる」（NHK）、「どうする家康」（NHK）、「べらぼう～薦重栄華乃夢嘶～」（NHK）の古文書考証など、歴史ドラマの時代考証・古文書考証を数多く担当。

あまり使われていないものの、日記（古記録）等では使われているので、当時言葉としては存在していなかったわけではないことがわかります。つまり、ドラマで使用しても許容できるという判断となり、視聴者が瞬時に見てわかるという点を重視し、あえて「自害」を使っているのだということを、ご理解いただければと思います。

Web 版「史料纂集」で考察する中世の「封式」

ところで、中世は「礼」というものを重視していた時代がありました。礼とは「社会の秩序を保ち、人間相互の交際を全うするための礼儀作法・制度・儀式・文物など」（日本国語大辞典）のことをいい、これは織田信長・豊臣秀吉・徳川家康という中世最末期の人たちもそれに縛られていた「規則」のようなものでした。

それは文字の世界にも存在しています。文字に対する礼は「書札礼（しょさつれい）」と呼ばれており、パッと見て皆さんにもすぐにわかる点として「封式」などが知られています。「封式」と申しますのは、「文書・箱・袋などの閉じ方、ふさぎ方」（日本国語大辞典）のことで、要するにどのような形状で文書が送付され、それが現代まで留まっていたのかというものです。現代でも、手紙を出す時には封筒に入れる習慣がありますが、中世でも同様に、文章の書かれた紙（これを「本紙（ほんし）」と呼びます）とは別の紙に手紙を包んで相手に届けていました。ジャパンナレッジ Lib に収録されている『国史大辞典』で封の方法を見ていくといつか事例が提示されています。まずは「折封（おりふう）」というものがございます。これは多くの戦国大名が使用していたものですので、残存量が非常に多いと言われています。

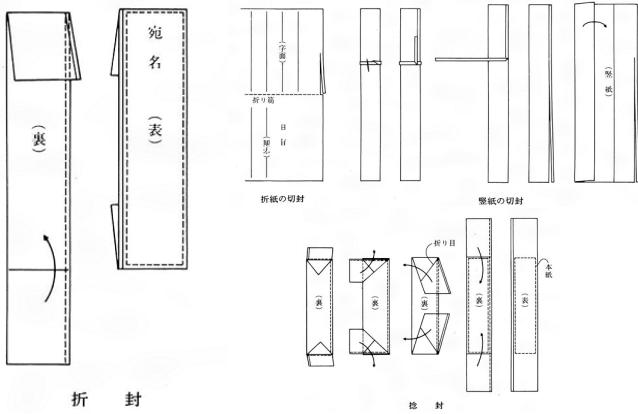
しかし、単に包んでいるだけだと手紙を届ける過程で第三者が中身を覗きやすいという欠点があります。こうした無関係の人に手紙を読まれるのを避けたいということで、覗かれにくくするために当時の人たちが作成した封の方法に「切封（きりふう）」や「捻封（ひねりふう）」などといったものもあります。

このような封の形を見れば、手紙の発信者と受け取り手の身分差もわかるということがあります。実際に、Web 版「史料



八木書店

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 3-8 ● Web <https://catalogue.books-yagi.co.jp/>
● TEL 03-3291-2961 [営業] -2969 [編集] ● FAX 03-3291-6300 ● E-mail pub@books-yagi.co.jp



「封の方法」—『国史大辞典』(吉川弘文館) ジャパンナレッジ Lib より

「史料纂集」を使って、手紙を送る相手によって「封」がどのように使い分けられているのか調べてみようと思います。ただ、いまはジャパンナレッジに搭載されている『史料纂集』はまだ室町時代、戦国時代も前半のものに限られており、検索できる史料に登場する人物たちは、貴族が非常に多くなっていますので、そういった時代性、階層というようなものにも縛られることはご了承ください（※編集注：2025年1月にWeb版「史料纂集」3期がリリースされ、現在は江戸初期までカバーされています）。

こうした条件を踏まえてジャパンナレッジで改めて調べてみたところ、非常に興味深いことがわかりました。まず、戦国大名が多く使用していた「折封」を貴族が使用した事例は、一件も検索されないということがわかりました。その一方で、「切封」の方がどちらかというと多く使用されています。つまり、Web版「史料纂集」の調査結果から、武士は「折封」、貴族は「切封」を用いる傾向があるという推測が成り立ちます。

左：Web版「史料纂集」で「折封」を検索した結果
右：Web版「史料纂集」で「切封」を検索した結果

貴族は「切封」を用いる傾向があると仮定した上で、更に「切封」がどのように用いられていたのか調べてみましょう。室町時代後期の貴族である三条西実隆の日記、『実隆公記（さねなかこうき）』と呼ばれる史料があります。これは、戦国時代の前期における当代随一の文化人とされた三条西実隆の日記で、東京大学史料編纂所が原本を所有しています。この史料は、もともと実隆宛に書状=手紙等が届けられたものの、当時は紙が貴重であったため、その裏面を彼が日記として使用し、その状態のまま現代に遺されたものです。そのため、日記に用いられる紙の裏=紙背（しへい）の文書は、戦国時代に実隆宛として発給された文書であることが明らかです。それを対象に「切封」という文字を探してみると、1,117件ヒットしました。

ただ、その「切封」には検索結果のように、「ウハ書」と記された箇所を見て取ることができます。この「ウハ書」は「上

史料纂集

▶ 本欄：書名一覧へ

絞り込み： 書目 ×

1117 件

スニペット 年月日 升順 20件

1. 実隆公記 10 10ページ (文明6年(1474)8月1日)

【八月朔日裏】。第一紙欠く悦必以參賀可申述候也、恐々謹言、孟春二日通秀（切封ウハ書）「通秀」…

2. 実隆公記 10 17ページ (文明6年(1474)9月17日)

なにゆへなる事にか、かやうに人をも、おちまいらせ候らん、あさましや、又三もし御所さま文まいらせられ候、いそき候ていかゝ申候やらん、（切封ウハ書）「にもしさうしの御かたへまいるへしとし」…

3. 実隆公記 10 20ページ (文明6年(1474)10月6日)

候へく候、（切封ウハ書）「御ひろう候へく候ま」…

4. 実隆公記 10 28ページ (文明7年(1475)1月1日)

聴雪承下（切封ウハ書）「大昌聴雪尊答竜沢」…

「封の方法」—『国史大辞典』(吉川弘文館) ジャパンナレッジ Lib より

書（うわがき）」のことで、「切封上書（きりふううわがき）」「切封端裏書（きりふうはしうらがき）」などと記されています。その「上書」というのは、何らかの文字が記載されているというような意味です。『史料纂集』では傍注として示しています。

1件ずつ調べてみると、ただ「切封」とのみ書かれているものは28件しかありませんでした。

『実隆公記』 「切封」検索結果の内訳

切封ウハ書	1,033件 うち、1件（ウは書き）+1件（判読不能）
切封端裏ウハ書	36件
札紙切封	10件 うち、2件（切封札紙）
懸紙切封	3件 うち、1件（切封懸紙ウハ書）+1件（切封札紙ウハ書）
凡例	5件
端裏切封	2件 うち、1件（編集者注）
切封のみ	28件

この結果を見ると、どうやら「切封」を用いる際には「上書」、文字が書かれるのが当たり前で、文字が書かれていないと逆に不自然だったと考えられます。

今回は『実隆公記』という貴族社会に限定された史料ですが、Web版「史料纂集」の第3期以降で予定されている戦国期の武家文書等が搭載された段階で新たに検索をかけてみれば、さらに詳細なことがわかるかと思います。

リアリティは細部に宿る

時代考証では演出に対して、時には少し細かいアドバイスを提案をすることもあります。その一例を申しますと、起請文（きしょうもん）という史料があります。これはいわゆる神仏への誓いで、自分の行為あるいはしゃべったことに関して嘘偽りはありません、ということを神仏に誓って、さらにそれを相手に表明するための文書です。

起請文は「前書（まえがき）」と「神文（しんもん）」という大きさの異なる2枚の紙を繋ぎ合わせて作られます。図の右側が前書で、誓約したい内容が記されています。左側の、鳥が何羽もとまっている絵の描かれているものが神文で、この図では和歌山県にある熊野神社の護符（ごふ）が使われています。こ

の護符の方には、発給者が信仰している神仏の名前、自分の名前、そして花押（サインのようなもの）などが記されます。また、神文に用いられる護符の紙＝料紙は、中央政府に属していない地方の人々が使用していたことが多かったので、紙の質もあまり良くありませんでした。



浅井久政・同長政連署起請文／朽木家文書／国立公文書館デジタルアーカイブズ
黄色で囲った部分が「前書」、左の水色で囲った部分が「神文」画像を一部加工

つまり起請文というのは紙の大きさや質の異なる2枚の紙を繋ぎ合わせて1点として作成しており、非常に特徴的な見た目となる文書だと言えます。そのため、仮に歴史ドラマの中で上記のような特徴を持たない文書が起請文として登場すれば、リアリティが薄れてしまう可能性があります。

紙の大きさや紙質というのは些末な事柄のように感じられるかもしれません、映像になると目立ってしまう可能性があります。そのため起請文を登場させる際には、現在でも護符を配布している熊野の三所権現や京都の鞍馬寺などから入手するように提案することもあります。

起請文に表れる歴史上の人物の個性

一般的な起請文は今ご紹介した通りですが、なかにはその人物ならではの個性を考慮する必要があるケースもあります。

例えば徳川家康は天正10年（1582年）まで「白山牛王（はくさんごおう）」という護符を使っていました。これは岐阜県郡上市にあった旧白鳥町（しろとりちょう）の長滝にある白山神社から発行されていたものです。徳川家康の起請文は、前書と神文の2枚の紙を繋ぎ合わせたものではなく、護符の裏面に前書も署名も記されていました。

また、徳川家康は起請文を作る際、「宗五大草紙」のやり方を踏襲し、宛名の部分に二人の名を並記した際、日付に近い人物を高い位置に、もう一人の人物を低く書いて、当主である人物と名代（後見人のようなもの）とされる人物の差を示しました。この場合、歴史ドラマでも徳川家康が実際に残した起請文の作り方・書き方を採用しようと考えます。

徳川家康が使用した白山牛王の護符は、現在でも入手できるのか否か私も把握しておりません。ただ、ドラマで必要となれば、護符そのものを印刷して作成しなくてはなりません。そうすると、現代の紙＝綺麗な紙に印刷されてしまう可能性が高いので、護符ならではの紙質の悪さは生かすことが出来なくなります。徳川家康の起請文の絵柄を効果的に見せるために印刷して物を作成するか、起請文の紙質の雰囲気を生かすために、わざと質の悪い紙を護符として作成し、それで代用させるのかは、その歴史ドラマの演出担当の裁量にゆだねられます。

史実と演出との間の葛藤

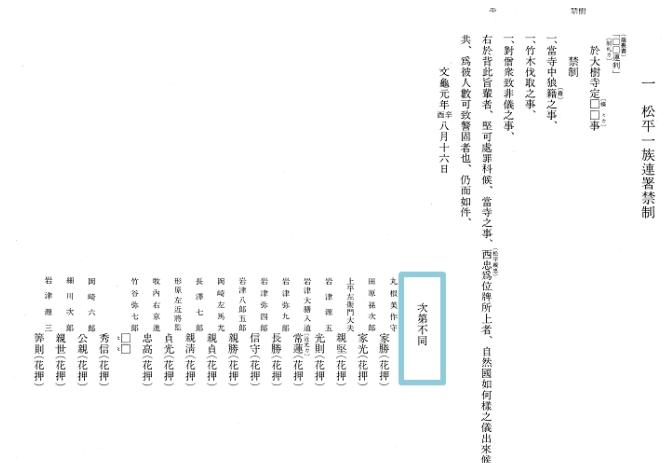
こうした考証を担当していると、史実とドラマを魅力的

にするための演出との間で葛藤させられる場面もあります。その例として、教科書にもよく出てくる「傘連判（からかされんぱん）」についてご紹介します。傘連判は大勢の人々が団結して訴えを起こすときなどに用いられる文書で、図のように、真ん中に円を書き、円の外側に名前を書くことで、誰が中心人物なのかをわからないようにしたり、署名者同士が対等であることを示したりする効果があります。



文明8年9月15日付高橋命千代契約状 益田家文書
(東京大学史料編纂所所蔵) を一部改変

傘連判は教科書などに掲載されることもあって有名ですし、見栄えもすることもあって、歴史ドラマでは好んで使われる傾向があります。しかしながら、私たち研究者の立場からすると悩ましいのですが、実は戦国期に傘連判が用いられるのは稀なケースなのです。では、戦国時代にはどのような方法が主流だったのかというと、以下の図のようなものでした。図の文亀元年（1501）の8月16日とかかれた文字の斜め左下に「次第不同」と書かれています。この「次第不同」というのは、現在私たちがよく使う「順不同」と同じで、以下に書かれている人たちの立場は同じですよ、ということを示しています。



松平一族連署禁制『史料纂集 大樹寺文書』(八木書店、1982年) 一部加工

ただ、映像にした時に、傘連判と次第不同と書かれた文書のどちらにインパクトがあるかという点を踏まえると、傘連判を登場させたくなる気持ちもわからなくなはないのです。ちなみに、江戸期には百姓などがこの傘連判を書いています。今後「Web版 史料纂集」第4期古文書編がリリースされた際には、傘連判が用いられた場面などの研究の参考に使用されることも期待しております。

Web版「史料纂集」「群書類従」の登場による変化

時代考証という作業には『史料纂集』や『群書類従』などの活字化された史料と、その原本（活字化される前の史料）に目を通すことが不可欠です。どちらも一度は確認しなければ、そ

の史料がどのような見た目をしていて、何が書かれているのか正確に把握することが出来ません。

ただ、当時の文化や慣習の傾向を知るという点においては、Web 版「史料纂集」や「群書類従」の登場によって、ずいぶん便利になったと感じています。例えば、『実隆公記』を「切封」という言葉で検索した事例を紹介しましたが、Web 版「史料纂集」を用いることで、当時の慣習や、言葉の使われ方を推測するための史料を集めることができます。

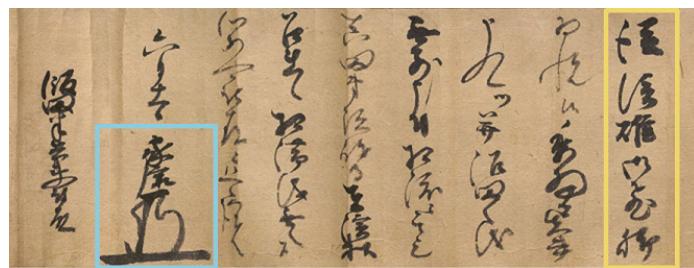
こういった検索を通して見つけたサンプルを手掛かりにして、今度は史料の原本を所蔵する機関の画像や図録本、写真などを確認し、時代考証に必要な情報を集める作業を進めていくことになります。

最新の研究と歴史ドラマ制作の現状

歴史ドラマの演出スタッフは見映えが良い、あるいは興味深い史料を映像に使いがちですが、私たち考証担当は史料をまず把握し、さらにその研究を踏まえた上で検討していきます。演出サイドが映像化したいと思念した文書に対し、研究者が改めてその文書を丁寧に読み込む必要が生じるためです。したがって演出担当と考証担当の間でタイムラグが生まれてしまうのです。どこまでお互いに許容しあうのか、というせめぎ合いを行っているのがドラマ制作の現状であるということをご理解いただければと思います。

また、私たち考証担当は、現在の研究成果を歴史ドラマに取り入れる提案も行っています。

例えば、この画像は天正 11 年（1583）と推測される 6 月 11 日に徳川家康が出した文書です。署名の部分に「家康」と実名（諱・いみな）を書き、下にサインとして花押を据えています。「諱」は「忌（いむ）」に「名（な）」で「忌名（いみな）」に通じるということで、通常、文書では実名（諱・いみな）を記すことは憚られるとされています。



飯田半兵衛尉宛徳川家康書状／飯田家旧蔵文書／国立公文書館デジタルアーカイブズ
水色で囲った部分が家康の実名と花押、黄色で囲った部分が「従信雄御飛脚（のぶかつよりおんひきゃく）」画像を一部加工

ですので、書簡の中に「家康」と実名が出てくる場合、これまで「敵から侮蔑的に呼ばれているのでは」と解釈されることが多かった。ところが、最近の丸島和洋氏の論文「敢えて実名を記す—「二字書」という書札礼一」（『古文書研究』88、2019 年）によると、まだ西日本を中心に調べた研究ではありますが、どうやら本文あるいは宛名に二文字の実名が書かれている場合には敬意を示しているのではないかという見解が述べられておりました。その見解に触れられるのが、上記画像です。

一行目、和様漢文（わようかんぶん）で、さらにくずし字で

すのでわかりにくいですけれども、「従信雄御飛脚（のぶかつよりおんひきゃく）」と読みます。

「信雄」は織田信長の子息・織田信雄で、実はこの時点において徳川家康の主君側の立場にありました。徳川家康は織田信長の家臣として存在しておりましたが、本能寺の変を経て豊臣（羽柴）秀吉と対立するこの時点にあっては織田信雄を主（あるじ）としていました。

そういう状況で、「織田信雄から飛脚（手紙を運ぶ使い）がやってくる」というのがこの一行目の意味になりますが、「信雄」というように主筋に対してそのまま実名=諱を使っています。しかし、織田信雄の飛脚に対しては「御」という字を使って、わざわざ織田信雄が主君であることを表現しています。

そのため、この文書も丸島氏の「本文、あるいは宛名に二文字が書かれている場合には敬意を示している」という見解に当てはまるのかもしれません。

このような最新の研究の成果を私たち考証担当は歴史ドラマに反映させたいと考えています。ただ、先ほども述べたように、これまでの歴史ドラマでは、敵意を表現するために書簡に実名を用いることがほとんどでした。そのため、最新の研究成果を踏まえて味方同士の書簡の中に実名を登場させた際に、「（実名=諱を使用するということは）この 2 人は敵同士だったのか？」と誤解されることもあり、ドラマへの没入感が損なわれる懸念があります。

だからこそ、視覚的な情報が持つ影響力の大きさを理解しながら、私たちは慎重に歴史ドラマの考証を行っています。

視聴者と歴史史料の架け橋に

最後になりましたが、古文書考証という役割は、やはりドラマへの没入感というものを考えていかなければならないという、歴史ドラマ制作側の発想から生まれたものと私は理解しております。

これまで申しましたように、高精細な画面から目に入ってくる文字も、やはり歴史への関心、興味を視聴者に訴えることはできる、それはもう間違いないことだと思います。その一方で、視覚情報にはその場で説明や注釈をつけることは出来ませんので、制作側が意図していない誤解や思い込みを生んでしまうこともあります。考証作業はドラマへの没入感と歴史研究とのせめぎ合いの連続です。

特にくずし字で書かれた史料は非常に難解ですが、視聴者の側も Web 版「史料纂集」、「群書類従」に収録されている活字化された史料と歴史ドラマの中の文書を照らし合わせながら、理解を深めていくことが出来るはずです。そうすることで、視聴者に歴史史料に興味を持っていただけたらと思います。

本記事は 2024 年 11 月の図書館総合展フォーラムで実施された講演の内容の一部を編集・抜粋して掲載したものです。

フォーラム動画・記事全文を公開中！

Web 版の活用に役立つ情報も満載！

<https://company.books-yagi.co.jp/archives/news/9232>

